

日行連発第 810 号
平成 29 年 11 月 15 日

各 単 位 会 長 様

日本行政書士会連合会
会長 遠 田 和 夫
許認可業務部
部長 矢 野 浩 司

標準貨物自動車運送約款等の改正について（周知）

今般、トラック運送事業における適正運賃及び料金の収受を推進するため、標準貨物自動車運送約款や標準貨物利用運送約款等の改正が行われ、平成 29 年 11 月 4 日より施行されております。

本改正については、平成 29 年 10 月 13 日付及び 11 月 1 日付で日行連ホームページ及び会員サイト「連 con」にてお知らせしておりますが、各単位会におかれましても、各会員が支障なく業務を遂行できるよう、各会員へ周知を図られたく、ご協力の程よろしくお願ひ申し上げます。

詳細につきましては、下記 URL よりご確認くださいようお願いいたします。

記

【参考（国土交通省ホームページ）】

①標準貨物自動車運送約款等の改正について

http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr4_000020.html

②標準運送約款

http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk4_000009.html

③トラック運送業の適正運賃・料金収受を推進していきます！

（平成 29 年 8 月 4 日報道発表）

http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha04_hh_000138.html

④標準貨物利用運送約款の改正について

（平成 29 年 10 月 30 日報道発表）

http://www.mlit.go.jp/report/press/tokatsu02_hh_000045.html

以 上